

日本芸術文化振興会から公益法人等への会費支出について(平成24年度 第1四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
公益社団法人能楽協会	第八期研修生 能楽協会 平成24年度協会費として	192,000	年会費:48,000円	4/11	能楽研修生は基礎研修課程(3年間)を修了後、専門課程(3年間)に進み、楽屋実習・舞台実習を含む研修を受講する。舞台出演には能楽協会加入が条件となるため、平成24年度に5年次(専門課程2年次)に進む研修生4人を加入させている。研修の実施に際し、研修生の受講料は無料としているため、当該会費を支出している。	公社	国所管